

## 問題提起

## (1) 憲法

## 《日本国憲法 第九条》

## (第1項)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

一般的な解釈 「侵略戦争を放棄。自衛のための戦争はできる」

(自衛戦争も含めて放棄したとの考えも有)

## (第2項)

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

一般的な解釈 「あらゆる戦力を持たない」

(「自衛のために必要な最低限度の実力」は「戦力」でない?)

解釈改憲をどう評価するか。

- ・解釈改憲: 憲法の文言は変えずに、解釈を変更して事実上の改憲を行うこと
- ・1950年 警察予備隊創設 吉田茂首相 「軍隊ではない」
- 1952年 保安隊改編 吉田茂首相 「今の戦争を戦う戦力未滿」
- 1954年 自衛隊発足 鳩山一郎首相 「自衛の必要最小限の実力(戦力より弱い実力)」
- ……1980年代までは、護憲派は政府・自民党の解釈改憲に反対(自衛隊違憲)
- ・最近の護憲の主流の考えは自衛隊合憲に移ったため、自衛隊と9条を両立させるという意味に解釈を変更した。また、論理的にはっきりさせなくても良いという護憲の主張もある。
- 従来 of 解釈改憲を批判することができず、護憲の主張はあいまいで非論理的になった。

## 憲法改正案の評価

《自民党 新憲法草案 第九条 第2項》 第1項は現憲法と同じ

- ( )我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
- ( )自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- ( )自衛軍は、第1項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- ( )前2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

自民党改正案では、自衛隊の行動限界が示されていない。

憲法改正の議論には、改正した憲法をどう守るかという議論が必要

( ) 憲法を守る仕組み

例：違憲審査権：日本はアメリカ型

- ・アメリカ型司法審査制・・・具体的な事件に解決にあたって、適用される法律などが合憲かどうかを審査する
- ・ドイツ型憲法裁判所制度・・・具体的事件とかわりなく法律の合憲性を審査

( ) 憲法を守る意識

(2) 国連(国際的な枠組み)

多国間の取り決めによって平和を作り出す可能性・・・軍縮の取り組みなど

(例) 非核兵器地帯：地域の複数の国家が核兵器の生産・取得、他国による配備を禁止する条約を締結

- ・ラテンアメリカ(1967年)、南太平洋(1985年)、東南アジア(1995年)、
- アフリカ(1996年：未発効)、中央アジア(2005年：未発効)、

国連が認める武力行使

( ) 国連が行う武力行使(強制措置)・・・実質的に今まで無い

( ) 安保理が許可した「授權による武力行使」 参加すべきか？

- ・湾岸戦争(1991年)：国連安保理決議有り
- ・アフガニスタン空爆(2001年)：「授權」とは言えないが、御墨付きを与えるような安保理決議有り
- ・イラク戦争(2003年)：安保理決議なし

(参考：カナダの対応)

・カナダ国防法：戦争を認めるのは次の3つに限定

緊急時のカナダ防衛 国連憲章に基づく行動 NATO等のカナダが参加する防衛機構のもとでの行動

・湾岸戦争、アフガニスタン戦争には参加。イラク戦争には不参加

### (3) アジア諸国との関係

#### 北朝鮮

- ・左寄りの人々に北朝鮮を批判的に見る公平さが失われていた。 拉致表面化の遅れ
- ・日本人に朝鮮を植民地にしていたという意識が希薄(歴史的公平さが欠如)

(参考:日朝の歴史)

1875年:日朝修好条規調印(不平等条約)

1894年:日清戦争(朝鮮をめぐる日清の勢力争い)

1895年:日本、日清戦争に勝利。

朝鮮における清の勢力を一掃。 ロシアと日本の対立が起こる

1897年:李氏朝鮮、国号を大韓帝国と改める。

1902年:中東でロシアと対立するイギリスと利害が一致し、日英同盟を結ぶ。

1904年:日露戦争。

第1次日韓協約(韓国の外国との条約締結には日本との事前協議が必要)

1905年:ポーツマス条約(朝鮮半島での全面的な優越権を認められる。)

第2次日韓協約(韓国の外交権を接收 保護国化)

1907年:第3次日韓協約(内政も日本政府の代表機関である統監府の監督下に置く)

秘密覚書(韓国軍解散)

1909年:韓国人 安重根が、伊藤博文を射殺

1910年:日韓併合(日韓条約調印)、韓国の国号を朝鮮に改める。朝鮮総督府を置く。

「土地調査事業」を実施し、所有権の明確でない土地を朝鮮人の農民から没収。  
土地を追われた農民が日本に流入、低賃金労働者となる。

#### 靖国問題

- ・小泉首相の靖国神社参拝(2005.10.17)に関する世論調査(朝日新聞 10.19)

賛成42%、反対41%

賛成理由:戦死者の慰霊になるから(37%)、外国に言われてやめるのはおかしい(24%)

反対理由:周辺国への配慮が必要(69%)

- ・周辺国の考えとは別に議論する必要がある。(A級戦犯、政教分離、靖国神社の思想等)

- ・次の問いかけにどう答えるか。

「国民が国のために命を捨てれば、国家はその霊を神として靖国神社に祀るというのが、  
いわば当時の国家と国民との約束事であり、遺族は血縁者が靖国に祀られることによって  
一つの命の終焉を納得した。私の知るかぎり、この約束事は無効になったから承知するよう  
にと、国家から国民に向かって正式に宣言されたとは、こんにちまで聞いていない。」(上坂冬子)

《参考:「永遠平和のために」(カント:1795年)より》

- ・ 人を殺したり人に殺されたりするために雇われることは、人間が機械や道具として使用されることになる。これは我々自身の人格における人間性の権利と調和しない。
- ・ 各国家における市民的体制は共和的でなければならない。共和的体制では戦争をするべきかを決定するために国民の賛同が必要になる。国民は戦争のあらゆる苦難(自分で戦う、財産から戦費を出す等)を自分自身に背負い込むのを覚悟しなければならないから、きわめて慎重になる。
- ・ 我々の諸国家がほかの土地や民族を訪問することは、そこを支配することを意味し、そこで示す不正は恐るべき程度にまで達している。アメリカ等が発見されたとき、彼らに誰にも属さない土地とみなされたが、それは彼らが住民たちを無に等しいとみなしたからである。このようなことをしているのは、しきりに敬虔なることを口にし、不正を水のように飲みながら、正統信仰において選ばれたものとみなされたがっている列強諸国である。

『次回予定』

9月3日(日)14時から

(場所未定)